

野立て案内図板設置許可基準の改正の概要

静岡県では、良好な景観の形成及び風致の維持並びに公衆に対する危害を防止するため、静岡県屋外広告物条例及び同条例施行規則により、屋外広告物の表示・設置について必要な規制を定めています。

このたび、特に良好な景観の形成を図る必要がある特別規制地域における野立ての案内図板の設置許可基準を改正し、10月1日から施行することとしました。

基準の改正により、板面の表示内容や色彩、看板の設置場所等に制限が加わります。

なお、既存不適格となる広告物については、3年間の経過措置期間を設け、この期間中に基準に適合したものにさせていただきます。

●改正の内容

		事業所等に案内、誘導するための地図又は矢印を必ず表示
		案内図板の設置場所から事業所等の敷地までの道のりは、10km以内
案内図板の高さは地上5m以下、表示面積は片面3㎡以内。ただし、表側と同じ形のものをついたりくっつけて表示する場合には限り、裏側にも表示可能。		
地の色彩は、マンセル表色系で彩度8以下かつ明度3以上	写真、絵の面積は板面の表示面積の3分の1以下とし、文字、地図、矢印と重ねない	案内表示（事業所等の名称を除く。）の面積は板面の表示面積の3分の1以上とし、この部分には、その他の文字、写真、絵を記載してはならない
案内図板の相互間距離は、左右方向に0.5m以上、前後方向に5m以上		動光（電光掲示）、点滅照明、ネオン照明、光源が露出したもの（案内広告を直接照らすものを除く）を使用できない
		建物の屋上や壁面、塀には案内図板を設置できない